

大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成25年 2 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 1 号

大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部を改正する条
例

大阪広域水道企業団水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団
条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給水料金の額） 第10条 給水料金は、水量に対し、1 立方 メートルにつき、 <u>75円</u> の割合で計算した 額に100分の105を乗じて得た額とする。	（給水料金の額） 第10条 給水料金は、水量に対し、1 立方 メートルにつき、 <u>78円</u> の割合で計算した 額に100分の105を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。